

令和3年度（2021年度）

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金

この補助金は、本市における省エネルギー機器等（省エネ機器）の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図ることを目的に、省エネ機器を導入する方々へ、予算の範囲内で交付するものです。※審査は1か月程度かかりますので、時間に余裕をもってお申込みください。

●補助メニュー 【昨年度と条件等を変更しているメニュー（★）がありますのでご注意ください。】

対象	補助額	予定件数
エコカー ※購入、リース (個人・事業者)	・電気自動車（EV）（★） ・プラグインハイブリッド自動車（PHV） 1台につき 10万円	100件 (予算 1,000万円)
住宅関連 (個人) ※事業完了後 (施工、支払後) 申込	ゼッチ ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	60件 (予算 1,800万円)
	太陽光発電設備	150件 (予算 1,200万円)
	蓄電池	150件 (予算 1,200万円)
	エネファーム（★） (家庭用燃料電池)	75件 (予算 600万円)
	高断熱窓改修（★） (外窓交換、内窓取付、ガラス交換) ※工事費等除く。	28件 (予算残額により28件以上受付する場合あり) (予算 280万円)
	省エネ家電製品 (一定の省エネ基準達成率を満たす一部家電及びLED照明)	420件 (予算 420万円)
事業者向け ※契約前申込	事業者の省エネ設備導入 ※工事費等除く。（★） 対象経費の3分の1 (上限100万円、 下限20万円)	15件 (予算残額により15件以上受付する場合あり) (予算 1,500万円)

注意事項 ・**申込みの提出方法は「郵送のみ」。**（窓口での受付は行いませんのでご了承ください。）

・**先着順** 受付期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了し、同日の消印で
予算枠を上回る複数の申込書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。



お問合せ先
(申込先)

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号（本庁舎7階）
熊本市役所 環境政策課 温暖化・エネルギー対策室
TEL 096-328-2355（平日 8:30～17:15）



1 メニューごとの主な要件 ○全ての補助メニューにおいて補助対象設備等は新品（未使用品）であることが条件

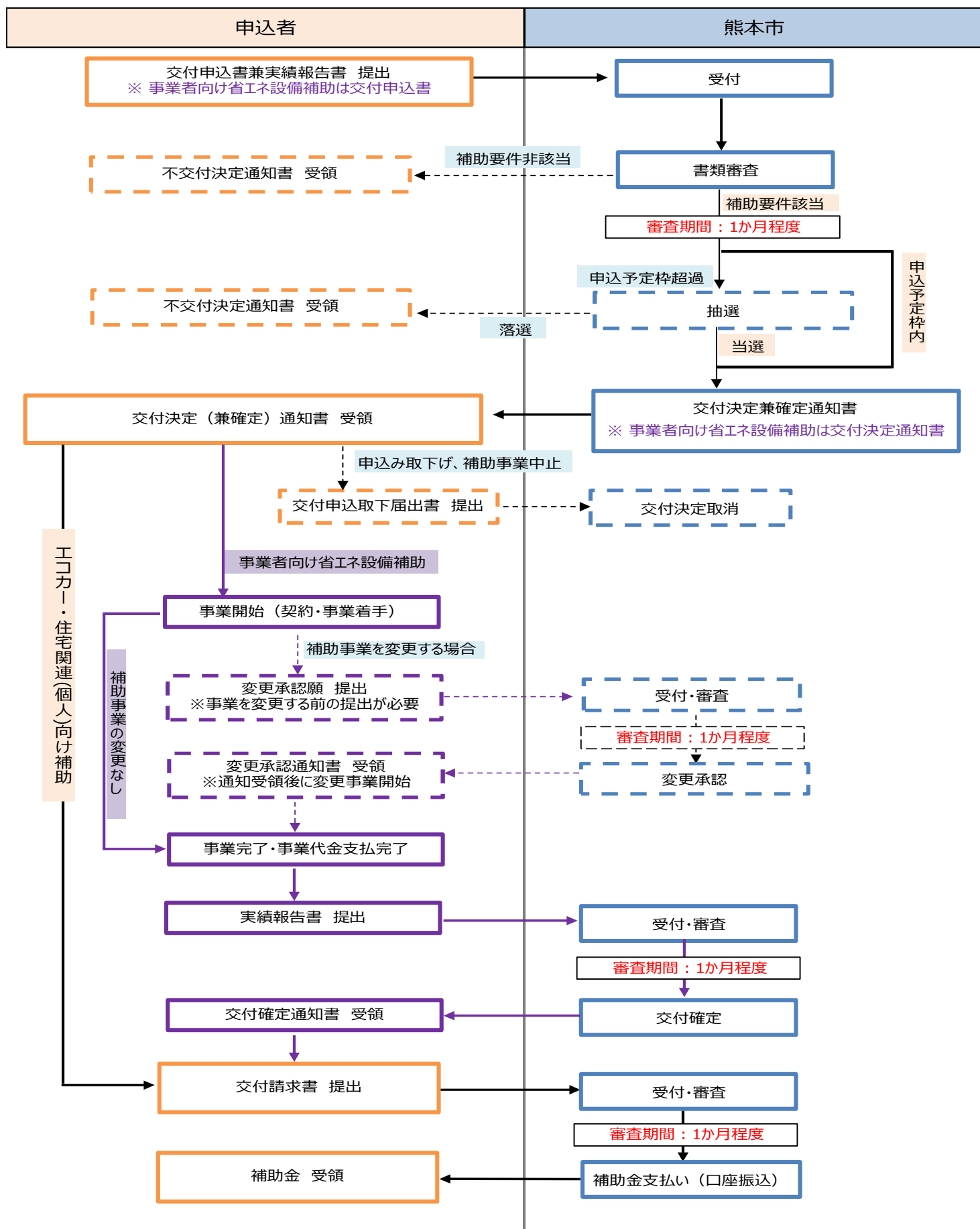
対象	主な要件
エコカー （EV・PHV） ※車両登録後申込	申込者は ① 熊本市に住民登録がある者 ② 熊本市内に事業所を有する中小企業者等 ③ ①②の者に貸与するため対象車両を購入したリース事業者 のいずれかに該当すること。
	・申込者が車検証における所有者（所有権留保付クレジット購入は「使用者」）であること。
	・車検証の「使用の本拠の位置」が熊本市内であること
	・国のEV・PHV補助金の対象で、令和3年(2021年)3月から令和4年(2022年)2月末までに初度登録された車であること。（中古輸入車で初度登録を除く）
ZEH（ゼッチ） ※事業完了後 (施工、支払後)申込	・申込者はZEHの発注者であり、ZEHを導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）
	・令和3年(2021年)3月から令和4年(2022年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・BELS評価書においてZEHの評価を受けたもの。
太陽光発電設備 ※事業完了後 (施工、支払後)申込	・申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）
	・令和3年(2021年)3月から令和4年(2022年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・設置された太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれも1kW以上であり、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること。
蓄電池 ※事業完了後 (施工、支払後)申込	・申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）
	・令和3年(2021年)3月から令和4年(2022年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・国の蓄電池補助金の対象であり、戸建住宅の敷地内で使用するものであること。
エネファーム ※事業完了後 (施工、支払後)申込	・申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅（本市に所在）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）
	・令和3年(2021年)3月から令和4年(2022年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・エネファーム指定機器システムに登録があり、戸建住宅の敷地内で使用するものであること。
既存住宅における 高断熱窓改修 ※事業完了後 (施工、支払後)申込 注：ZEH補助と併用不可	・申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した既存の戸建住宅又は分譲マンション（本市に所在）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（いずれも当該居住地に住民登録があること）
	・令和3年(2021年)3月から令和4年(2022年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・国の高断熱窓(断熱リフォーム)補助金の対象（熱貫流率 2.33 以下）で、間仕切りやドア等で区切られていない一つの居室に設置された外気に接する全ての窓について実施したものであること。
省エネ家電製品 ※購入後申込	・一定の省エネ基準達成率を満たす各種家電（エアコン 121%以上、冷蔵庫・冷凍庫 100%以上、テレビ 246%以上、電気便座 188%以上）又はLED照明（LEDランプを含む。）の購入者であり、本市に住民登録がある者。
	・令和3年(2021年)3月から令和4年(2022年)2月末までに、熊本市内に所在する店舗で購入したもの。
	・購入費と一体不可分の据付等の工事費の合計額(税抜)が5万円以上であること。
事業者の 省エネ設備 ※契約前申込	・申込前に契約・着工されたものでないこと。
	・令和4年(2022年)2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了するもの。
	・「グリーン購入法」に適合したLED照明器具への更新。
	・最新の「トップランナー基準」を満たす業務用エアコンディショナー、変圧器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース又はモータへの更新。
	・エコアクション21認証・登録制度や、ISO14001認証制度の認証・登録を受けているか、または、熊本市事業所グリーン宣言登録制度に登録（申込中含む）しているもの。
	・更新前後で用途が同じであること。また、算定される補助額が20万円以上となること。

2 交付申込における提出書類 (○：提出必要、△：場合により提出必要、■：提出不要)

書類	エコカー	ゼッチ Z E H	太陽光 発電設備	蓄電池 エネファーム	高断熱窓 改修	省エネ 家電	省エネ 設備
交付申込書兼実績報告書 (事業者向け設備補助は交付申込書 様式第 7 号) ※1 エコカー：購入は様式第 1 号 リースは様式第 2 号 ※2 蓄電池：様式第 5 号 エネファーム：様式第 6 号	○ ※1	○ (第 3 号)	○ (第 4 号)	○ ※2	○ (第 8 号)	○ (第 9 号)	○ (第 7 号)
契約書の写し (契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。)	○	○	○	○	○	■	■
領収書 (ない場合は、補助対象のものに係る経費を支払ったことが証明できるもの) の写し	○	○	○	○	○	○	■
市税の滞納がないことの証明書 (熊本市長が証明した書類で発行 3 か月以内、写し可) 注意：納税証明書ではありません (エコカーのリースの場合はリース事業者と借受人双方のもの)	○	○	○	○	○	■	○
住民票 (発行 3 か月以内で本籍地とマイナンバー不要、写し可) ※3 市税の滞納がないことの証明書の添付がある場合提出不要。ただし、住宅系の補助で申込者の家族のみが居住している場合は当該家族の住民票の提出が必要。	■	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	○ (続柄を記載)	■
法人の場合 (エコカーリースの場合、借受人を含む。) は、役員名簿兼誓約書 (様式第 2 1 号)	△	■	■	■	■	■	△
法人の場合 (エコカーリースの場合、借受人を含む。) は、商業登記又は法人登記の登記事項証明書 (発行から 3 か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) の写し	△	■	■	■	■	■	△
個人事業主の場合 (エコカーリースの場合、借受人を含む。) は、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書 B の写し	△	■	■	■	■	■	△
非営利型法人に該当する一般社団法人又は一般社団法人の場合は、誓約書 (様式第 2 2 号)	△	■	■	■	■	■	△
非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、直近の定款の写し	△	■	■	■	■	■	△
建物全体のカラー写真	■	○	○	○	○	■	■
設置した補助対象設備等のカタログの写し	■	■	○	○	○	○	■
設置した補助対象設備等の出荷証明書又は製造メーカーの保証書 (ない場合は、新品であることが証明できるもの) ※写し可	■	■	○	○	■	○ (保証書)	■
補助対象設備の設置状況を示すカラー写真 (補助対象設備の全景及び品名番号 (銘板) のアップ)	■	■	○	○	○	■	■
竣工日を事業完了日とする場合は、当該竣工日を証するもの (工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたものに限る。)	■	○	○	○	○	■	■
〔エコカーのみ〕自動車検査証の写し	○	■	■	■	■	■	■
〔エコカーのみ〕リースの場合、リース契約書、及びリース料金の算定根拠明細書 (写し可)	△	■	■	■	■	■	■
〔ZEH のみ〕B E L S 評価書の写し	■	○	■	■	■	■	■
〔ZEH のみ〕Z E H を構成する設備の設置状況を示すカラー写真	■	○	■	■	■	■	■
〔太陽光のみ〕太陽電池モジュールの配置図	■	■	○	■	■	■	■
〔蓄電池のみ〕太陽光発電設備等の発電設備の写真	■	■	■	○	■	■	■
〔高断熱窓のみ〕改修する窓の位置を図示した建物平面図	■	■	■	■	○	■	■
〔高断熱窓のみ〕窓の出荷証明書又は施工証明書 (様式第 8 号の別紙 1) ←様式を定めているので注意 !	■	■	■	■	○	■	■
〔事業者向け設備補助のみ〕 ・事業計画書 (様式第 7 号別紙 1)	■	■	■	■	■	■	○
・申込者の所在地と設備の設置場所が異なる場合は、申込者が設置場所において事業活動を営んでいることがわかる書類	■	■	■	■	■	■	△
・省エネルギー設備を導入する事業所の位置図	■	■	■	■	■	■	○
・更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真 (照明器具更新の場合は設置状況が確認できる写真のみ。)	■	■	■	■	■	■	○
・更新事業前の設備の設置場所を示した平面図	■	■	■	■	■	■	○
・更新事業前の設備の性能が確認できる書類 (照明器具の更新の場合は除く。)	■	■	■	■	■	■	○
・導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認できる書類	■	■	■	■	■	■	○
・更新事業に係る見積書の写し (補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの)	■	■	■	■	■	■	○
・エコアクション 2 1 認証・登録証の写し若しくは I S O 1 4 0 0 1 登録証及び登録付属書の写し。 ※熊本市事業所グリーン宣言登録制度については不要。	■	■	■	■	■	■	△
その他の必要とする書類	必要に応じてご連絡します						

○事業者の省エネ設備補助の実績報告書 (様式第 15 号) の添付書類は、熊本市環境局ホームページでご確認ください。

3 申込から補助金交付までの流れ



※ 熊本市環境局ホームページに、補助金交付要綱や提出書類の様式等を掲載していますので、ご確認ください。

